

棄権の損得を考える

～ 国民投票における最低投票率をめぐる論点～

日本国憲法に関する調査特別委員会及び憲法調査会事務局

いわなみ ゆうこ
岩波 祐子

1. はじめに

(1) 本稿の目的

本稿は、国民投票における最低投票率規定の是非について検討するとともに、棄権行動についてその実際の成否の可能性を探ろうとするものである。

(2) 最低投票率をめぐる議論

国民投票法案の論点の一つに、少数者による憲法改正を避け、憲法改正に正統性を持たせるため、有権者の一定割合の投票がなければ国民投票が成立しないという「最低投票率規定」を設けるか否かというものがある。仮に最低投票率を50%とすると、投票率が49%の場合、賛否が99%対1%でも、結果には何らの効力も生じない。我が国の地方公共団体の住民投票でも、最低投票率に達しない場合は開票しないと規定されたことがある。

否定する理由は大きく三つあり、憲法の要求する以上に要件を加重することには問題があること、国民には関心が低い重要な憲法改正が低投票率で不可能になること、そして、反対者による棄権運動により民意が歪められ妥当でない、という点である。

これに対し、要求する側からは、改正をより慎重に進めることは硬性憲法という趣旨にも合致する、投票率を上げるのは発議者側の責任である、棄権運動は実際には発生する懸念はないとの反論がある。

(3) 本稿の構成

本稿では、まず、投票制度の前提となる「決め方」の一般的なルールについて紹介し、最低投票率を採用する例、絶対得票率等について言及する。

棄権運動については、どのような条件の下で損得が決定されるのか、モデルを用いて検討する。

2. 「決め方」の原則

(1) 「決め方」のルール

最低投票率が必要とする立場は、少数者による決定は正統性を欠き認められないということをも前提とする。では、決定のルールとは一般にどのようなもので、そこでは少数者はどのような扱いを受けているのだろうか。まず、決め方一般のルールについて概観する。

投票による決定では、過半数、特別多数、全会一致という方法がある。決め方が公平、平等かという観点からは、一票の「重み」が限りなく均等であることが要求され、最も望ましいのは、「過半数」による決定である。特別多数は、3分の2、4分の3などと賛成の要件を加重するもので、少数者の保護のために要求される。全会一致は、一人一人に拒

否権を与える仕組みである。

単純過半数を原則とする場合、可否同数の際は、くじ引き（コイントスなど）による決定、当該会議体の議長による決定が考えられる。議長は公正中立な運用が期待されているとはいえ、多数派から選出されることが多いので、多数派に有利な決定を下すことが多いだろう。この点、現状維持を旨として決裁権を行使すべきとも言われている。

（２）日本国憲法における「決め方」のルール

「憲法」が他の法規よりも重要とされる理由の一つに、「決め方」を決めているルール（これをconstitutional rule という。）である、という点がある。

憲法は議院における決め方について、第56条で「過半数による多数決、可否同数の場合の議長決裁、定足数は3分の1」という基本原則を定めている。議員の除名や法律案の再議決、憲法改正の発議など特に重要な案件については、憲法上、「3分の2」多数に加重される。少数者でも行使できるものに、国会の招集要求（「4分の1」）、表決の記載（記名投票の要求。5分の1）がある。なお、委員会における決め方は国会法が定めている。国会法第49条で「委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない」、第50条で「委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長が決すところによる」とされている。

憲法改正国民投票に関しては、国民の過半数による承認という、過半数による多数決ルールが規定されているが（第96条）、国会議員の選挙制度についての決定ルールは明示されておらず、「投票の方法その他」は、法律事項に委ねられている（第47条）。

その他、最高裁判官の国民審査では「投票者の多数」（第79条）、地方自治特別法の住民投票では「過半数」（第95条）が要求されており、憲法は全体としては過半数ルールを原則としているといえる。

3．最低投票率、絶対得票率 - 少数者による決定の阻止 -

国民投票、住民投票のような大規模な、いわば自動加入の、未組織集団における投票の際は、会議体における「定足数」の問題は、「最低投票率」という姿で論じられることになる。定足数については、観念的には、開会のための要件、議決のための要件という2種類が存在するが、最低投票率の場合は議決のための要件ということになる。

（１）視点

先に述べたように、憲法が規定する以上に要件を加重するのは違憲という意見がある一方で、ドイツでは、州レベルの議論であるが、議会でさえ定足数が規定されているのに、住民投票にこのような規定を設けないのは違憲と州裁判所が判断した例がある。実際にも、住民投票制度を採用するすべての州で、有権者の一定割合の賛成を要求する「絶対得票率」要件が課され、多くが25%から30%の間で設定している（福島大学人間発達文化学類教授阿部成治氏による「ドイツにおける自治体レベルの住民投票制度 - 13州の比較検討 -」（2003年日本建築学会大会）等、一連の研究参照）。なお、日本の地方公共団体では、千葉県我孫子市が、市民投票制度において、「3分の1以上」という絶対得票率を採用

している。

(2) 最低投票率と絶対得票率の異同

ア 最低投票率

最低投票率とは、国民投票そのものが成立し、承認、不承認という結果に所期の効果が生じるために必要とされる投票率である。最低投票率を定める理由は、決定の正統性を確保するため、一部の少数者の意思のみによる決定を阻止することにある（しかし、成立を阻止することを目的としてボイコット運動がなされることがある）。

分母は総有権者数（投票権を停止または剥奪されている者は一定年齢以上であっても当然除かれる）となるが、分子には、投票総数と、有効投票総数（無効票を除いたもの）が考えられる。なお、白票については、有効投票と扱うか無効票とするか、二通りが考えられるが、「国民投票が成立し、なんらかの効果が生じることについては同意する意思を示した」と扱い、ここでは有効投票総数に含めることが妥当と考えられる。

イ 絶対得票率

国民投票そのものは常時成立することは不問の前提に、承認という結果をもたらすために必要とされる得票率であり、分母は総有権者数、分子は承認の意思を表明する賛成票である。

(3) 数値の設定

ア 最低投票率の場合

会議でいうと「定足数」と平行に考えられる。国会に関しては3分の2以上（両院協議会）、3分の1以上（本会議）、過半数（委員会）と定められている。

「最低投票率」そのものを国民投票において実際に採用する例は、衆憲資第71号『各国の国民投票に関する調査結果の概要（未定稿）』（平成17年10月衆議院憲法調査特別委員会及び憲法調査会事務局）によれば、有効回答数32か国のうち10か国にとどまる（51%以上が1、50%以上が7、35%以上が1、25%以上が1）。なお、イタリアは憲法改正国民投票には最低投票率はないが、法律廃棄の場合は過半数の要求がある。

イ 絶対投票率の場合

「絶対得票率」規定を置く国は、上述の調査では有効回答数35か国のうち9か国（過半数が6、40%以上が1、30%以上が1、その他1）である。ただ、例えばドイツの各州における数値決定を見ても、理論的に算出された数値というよりは、過去の選挙における投票率を参考に決められている側面もある。

過半数が決定の基準値とすると、投票率「2分の1」、賛成率「2分の1」で「4分の1 = 25%」という数値が一つ導かれる。投票率7割で7割の賛成でも絶対得票率は49%、投票率6割で6割の賛成なら36%であり、デンマークなどが採用する40%という数値は現実には相当高いハードルである。

なお、千葉県我孫子市の市民投票制度では、当初は絶対得票率「4分の1」を想定していたが、投票結果に事実上拘束を受ける議会の抵抗にあい、「3分の1」まで引

き上げたという。

3分の1というのは、反対と棄権を合わせた数が3分の2未満ということであり、見方を変えれば、「変革に必ずしも賛成でない数が特別多数までは取れない状態」であり、一つの理屈にはなりうる。3分の2の投票率で、3分の2の賛成を得られても、44%、3分の2の投票率で過半数の賛成となるとまさに絶対得票率で3分の1なので、それほど低い数字ではない。

(4) 検討

先に引用した諸外国の例を見ると、母数が異なるので単純に比較はできないが、国民投票制度を採用する過半数の国が何らかの形で、最低投票率または絶対得票率という、少数者による決定を阻止する規定を有していることになる。

憲法の条文と抵触することなくあえてこの問題の解決を図るのであれば、「国民の過半数の承認」を、総有権者数の過半数という「絶対得票率」と解釈して規定を整備する方法が残されている。ただ、各国で実際に規定されている数値が40%から25%程度であることと比較すると厳しすぎる感がある。絶対得票率を50%とした場合、7割の投票率では7割を超える賛成、6割の投票率で85%もの賛成を得る必要がある。各国では単独で国民投票を実施する場合、国政選挙と比較した投票率は総じて低い。さらに、国民的関心が得られにくい項目が投票案件となった場合は、事実上、改正はほとんど不可能にもなりうるという問題点がある¹。

4. 棄権の自由

(1) 「棄権の自由」をどう解釈するか

ここでいう棄権とは、投票の権利を行使しないということであり、投票所に赴かないということである（白票を投じることとは異なる）。動機は様々に考えられるが、消極的には他の投票者により出された結果に従うという意思表示であり、何らかの案件への賛否が問われている場合の棄権は現状維持的に機能する。憲法は、選挙制度については、強制投票制、投票義務制は採用していないことから、「棄権の自由」が導かれるが、公職選挙法により最低の得票率の歯止めがかけられている（最高裁判所裁判官国民審査には最高裁判所裁判官国民審査法第32条で1%の歯止めがある²）。

(2) 公職選挙法における取扱い

公職選挙法の場合、白票またはの記号が記載されていない票の扱いについては明文はないものの、「候補者のいずれにも帰属させる余地はなく、無効である」とされている³。

当選人の決定の際には、法定得票数主義（公職選挙法第95条第1項ただし書）が採用され、一定数以上の得票があることが必要とされる。この制度は、明治33年の衆議院議員選挙法改正（第14回帝国議会）により従来の小選挙区制から大選挙区制に移行した際に設けられたものであり、その制度趣旨は、「たとえ有効投票の最多数を得た候補者であっても、それが全体の有効投票からみてあまりにも少数であるときは、これを当選人とすることは妥当でないからである」とされる⁴。当時は当該選挙区内の議員の定数をもって有効投票

の総数を除して得た数の「5分の1以上」とされていたが、現在は、国政選挙では「6分の1以上」、地方選挙（地方公共団体の議会の議員、首長）では「4分の1以上」となっている（衆議院小選挙区は有効投票の総数の6分の1以上、参議院選挙区は当該選挙区内の議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上）。昭和25年の公職選挙法改正時に、衆中選挙区、参全国区、参選挙区の法定得票率をすべて「4分の1」とする衆議院による案を参議院側が実際の選挙における得票数と当選の事例を様々に検討し、参議院部分について「6分の1」に修正、後に小選挙区制が導入されるときに衆議院部分についても「6分の1」になったという経緯がある。

ただし、選挙制度は例えば当選の際に絶対多数を要求するか相対多数を要求するかなど、仕組みそのものが法律事項とされている。憲法上で「過半数の承認」という条件が明示されている憲法改正国民投票とは同列に論じ得ない。

（3）国民投票と公職選挙の異同

公職選挙においては広く「棄権の自由」が認められることを念頭に、国民投票についても、最低投票率を規定すると、投票したくない者にも投票を強制することになり、「棄権の自由」を否定しかねないとの指摘がある（なお、国会議員の場合は、正当な理由のない会議への欠席等は懲罰事由となっている（国会法第124条））。しかし、人を選ぶ公職選挙と、案件に賛否を表明する国民投票では事情が異なる。公職選挙であれば、投票したい政党あるいは候補者が存在しない場合は、思想信条の自由の観点からも、投票を強制することにはなじまない。反面、誰かは選ばなくてはならない（結果を出す必要がある）という要請があり、無効・不成立となる事態は可及的に避けなくてはならない一方で、あまりに少数の得票で当選しては正統性がないということで、最低の得票がない場合には再選挙の規定が定められているという事情がある。

これに対して、国民投票の場合は、不成立ということは、現状が維持されるということに過ぎない。ここでの棄権は、出された結果に従うという趣旨に加え、現状の変更を望まないという意味をも含む点が、公職選挙の場合とは異なる。

（4）結果の正統性

投票率が低い中で可決されると正統性がない、という批判は、現状変更を望まない者、すなわち現状変更を望まない趣旨で棄権した者あるいは反対票を投じた者から提起される。しかし、現状の変更を望まないという意味は、投票所に向かい反対に一票を投じることで発現できるのであるから、棄権の意思を「出された結果に従う」と解釈されることに棄権者が異議を唱えることが正当化されるべきではない。確かに議会のみによる決定ならば、得票率と代表率の間には一定の乖離があり、特に小選挙区制度のもとではそれが顕著という側面があることから、異議を唱えることにも一定の道理はある。しかし、国民投票の場面では、すべての有権者に均等に参加の機会が与えられている。棄権の自由は、棄権したことによって社会生活の他の場面で不利に扱われることはないというものととどめ、それ以上に当該投票案件について積極的な影響を肯定するものとはしないことが妥当と考える。

5 . 棄権運動の損得 - 棄権運動に効果はあるか

(1) 棄権損得モデル

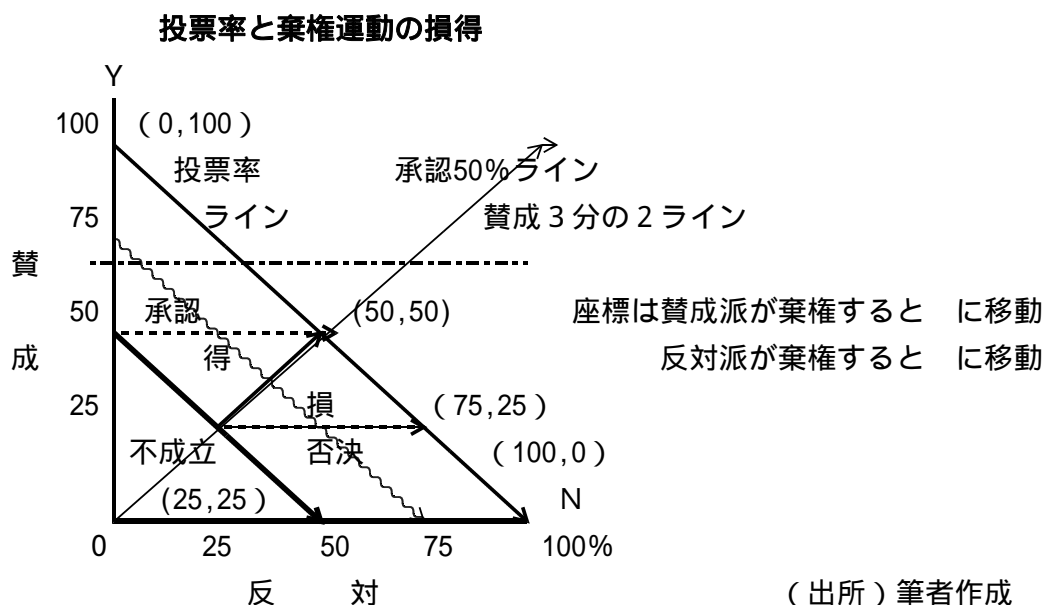
国民投票や住民投票で最低投票率が設定されている場合、反対派が、多数で承認される結果を阻止するため投票そのものをボイコットする戦術に出ることがある（棄権運動）。

しかし、本来否決されていたはずの案件でも、一部の棄権により逆に承認される結果を招くこともある。この損得の分岐点を示すのが、下図である。ここでは、投票結果が有効となるための最低投票率を50%とし、過半数の承認で案件が可決されるものとする。全有権者のうち反対者の比率はN座標、賛成者の比率はY座標で示される。座標(100,0)と(0,100)を結ぶ線分上には、投票率100%の場合の反対票、賛成票が並ぶ（投票率線）。投票率は50%から100%までの間で動き、50%を下回ると不成立となる（(50,0)と(0,50)を結ぶ線分N軸・Y軸・原点で囲まれたエリア）。成立の範囲の中で承認50%を超えると承認される。反対、賛成の支持割合は、(n, y)で表現される。座標は反対派が全有権者比で %棄権するとn- へと左に移動し、賛成派が同様に %棄権するとn- へと下方に移動する。全体の棄権者が増えると、それだけ投票率ラインが下がる。

「損エリア」つまり否決領域内で「損」とされているエリアは、本来は否決されるはずが、棄権により、承認50%ラインを超えてしまう可能性があるエリアである。ただし、棄権が(50 - y)ポイントを超え、投票率50%ラインを割り込めば、不成立に持ち込める。もっとも、もともと成立することはなかったもので、得になるとまではいえない。

「得エリア」つまり承認領域内で「得」とされているエリアは、棄権運動により、不成立に持ち込みうるエリアである。

「否決エリア」であれば、反対派が棄権しても少なくとも成立することはない。「承認エリア」では、反対派の棄権にかかわらず承認される。



反対者にとって、棄権行動のメリット・デメリットが均衡するのは、賛成派・反対派の勢力の合計である潜在的な投票率が75%の場合である。これを上回る場合は、賛否の勢力比により示される現在の座標が損エリアにある可能性が、得エリアにある可能性よりも高く、棄権により損をする可能性が高い。逆に75%を下回る場合は得エリアにある可能性が高く、棄権により得をする可能性が高い。

(2) 具体例

思わぬ損につながる具体的な例を見てみよう。投票率90%ラインで、賛成40ポイント反対50ポイントの場合、反対が10~40ポイント下がる場合は可決される。特に微妙なのが、例えば賛成30ポイント反対60ポイントで本来ダブルスコアで反対派が有利な場合、反対の棄権が30ポイントまでは不承認、30~40ポイントだと承認、40ポイントを超えると不成立というケースである。80%ラインでは、賛成30ポイント、反対50ポイントの場合、反対の棄権が20ポイントまでは不承認、20~30ポイントまでは承認、30ポイントを超えると不成立になる。

(3) 損得

一般論として言うなら、反対派が互角以上の勢力を擁するなら棄権運動にメリットはない。メリットがあるのは、反対派に互角に戦う力がないときと、戦略的ではない棄権層がすでに5割存在する場合である(後者の場合は、反対者は棄権により必ず成立を阻止できる)。例えば投票率60%程度で面積比だけで見れば得エリアの方が広い。国会における憲法改正の発議は両院で3分の2以上の賛成でなされるが、この勢力比が国民の間の勢力比にも当てはまるとすれば、反対者は得エリアにある蓋然性が非常に高く、棄権運動をするのが合理的という結論となりそうである。ただし、賛成派は投票に向かうのが合理的行動ではあるが、棄権する場合もある。また、非戦略的な棄権もあり、実際の投票率ラインがどこになるかは予見不可能である。従って、反対の意向を持つ者が、賛成派が多数であると思ひ、得エリアにあると考え棄権した場合であっても、実数以上に賛成派が棄権した場合、投票率ラインが下がり、そもそも損エリアにあったということもある。損エリアがスタート地点となると、承認エリアを突き抜け不成立エリアに行くには50-yポイント分の棄権が要求される。この実現は非常に困難であると考えられる。

具体的なイメージが把握できるように、本稿末尾に、潜在的な最高投票率が70%と60%の場合、反対者の棄権割合に応じて(モデルとは数値の基準が異なることに留意されたい)成否、承認にどのような影響が出るかの表を付した。紙幅の都合で一部のデータのみを掲載したが、逆転できる場合は非常に限られていることは明らかである。

(4) 棄権運動発生の可能性

棄権運動の成否は、投票率の予測、賛否の割合の予測に加え、棄権運動そのものの有権者に占める規模・拘束力がどれだけ確実に把握されているかに大きく影響される。これは、対象者が限定されている地方公共団体の住民投票ではある程度は可能であるものの、全国レベルで行われる国民投票については、流動する情報を正確に把握することは非常に困難であると考えられる。

結論として、棄権運動が効果を生じうるのはそもそもが低投票率でかつ運動の組織力が

高い場合に限られることから、反対者にとっては棄権運動は危険な賭けであると言える。

まさに圧倒的に不利であることが明白な場合に捨て身で棄権運動を進めるという場合であれば別だが、合理的な投票者としては、多くの場合、投票所に足を運び一票を投じ、正直な選好を表明することが、少なくとも意に反する結果を生じないという意味では優位な選択となる。

以上から、棄権運動が実際に成果を上げる可能性について合理的に認識されるのであれば、棄権運動をしようという発想は生じない。従って、最低投票率を設けても、棄権運動の発生を懸念する必要はないと考える。

6. 最低投票率等の規定は必要か

最低投票率を定めた場合の棄権運動の可能性は、投票者が合理的行動を取るのであれば懸念するに値しないことは既に述べた。なお不安があれば、絶対得票率を定めることで、少数者による決定を阻止しつつ、棄権運動の発生を回避することも可能である。

もっとも、筆者は個人的には、最低投票率や絶対得票率の規定を憲法改正のための国民投票手続に定めることには懐疑的である。確かに一般的な問題を、国会の議決を経ることなく直接扱う国民投票であれば、一部の少数者の意思により成立するということは望ましくなく、この種の規定を設けることに合理的な理由はある。しかし憲法には国民一般にはあまり関心が持たれているとはいえないが重要な事項も数多く存在する。例えば統治機構の改正などは、国民の関心が高いとは必ずしもいえないうだろう。それらに単独で改正の必要が生じた場合に、国会における両院それぞれの3分の2という厳しい発議要件をクリアし、かつ、積極的に投票所に向かったものの過半数が承認してもなお、改正が不可能になるということは、明らかに不合理ではないかと考えるからである。もっとも、逆に、最低投票率等を設けることで、棄権の意思が現状の変更を望まないことにあると解釈することも可能になることは否定できない。この点は、事前に国会・議会の厳重なフィルターを通す憲法改正の国民投票には最低投票率を設けず、直接国民から上って来る法律廃棄の国民投票には最低投票率を設けているイタリアの例が参考になろう⁵。

このような問題が生じることを予防するには、投票率を上げることが特効薬となる。そして、最高裁判所裁判官国民審査の例を見るまでもなく、投票率を上げるためには国政選挙との同時実施が最も効果的であると考えられる。しかし、現在提出されている国民投票法案は、与党案も民主党案も同時実施は想定していない。ここには、憲法改正国民投票と国政選挙とは別に実施するほうが国民に混乱を招かないという判断がある。

この点は、非常に難しい問題であり、結局は理論で割り切れるものではなく、政治的判断に委ねられるべき性質のものである。ここでは、少なくとも棄権運動への懸念については最低投票率規定の採用を否定する理由とはならないということのみを述べて、本稿の締めくくりとしたい。

1 直近の国政選挙である2005年9月の衆議院総選挙の場合（投票率67.46%）は、小選挙区における自民党の得票率が47.77%（絶対得票率32.23%）、民主党の得票率が36.44%（同24.58%）、公明党が1.44%（同0.97%）

共産が7.25%（同4.89%）、社民が1.46%（同0.98%）であった。与党と野党という観点であれば49.21%（同33.2%）対45.15%（同30.45%）となる。仮に絶対得票率50%とした場合は、自民と民主が一致して案を推すのでないと成立しえないということである。

なお2004年7月の参議院通常選挙比例区における得票率（投票率は56.54%）は、自民党が30.03%、民主党37.79%、公明党15.41%、共産党7.8%、社民党5.35%である。与党対野党なら45.44%対50.94%となる。過去に投票率が最も低かったのは、1995年7月の参議院選比例区で44.50%である。

2 同じく憲法上の制度である最高裁判所裁判官の国民審査については、投票権者の「100分の1」という最低投票率が設定されており、国民審査法第32条は「罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投票の数より多い裁判官は、罷免を可とされたものとする。但し、投票の総数が、公職選挙法第22条第1項又は第2項の規定による選挙人名簿の登録が行なわれた日のうち審査の日の直前の日現在において第8条の選挙人名簿に登録されている者の総数の100分の1に達しないときは、この限りでない。」とする。投票権者が1億人の場合は、最低50万人の意思で罷免されうる。実際には衆議院総選挙と同時に実施されるため投票率は60～70%となり、不信任票が800万票を超えたケースでも、罷免の結果は生じていない（不信任率は15%を超えたことがある）。審査結果については、最初に名前がある裁判官への不信任数が最も多いという方向が見られ、当該判事の実際の判決内容等を踏まえた投票となっているものか、疑念もある。

3 選挙制度研究会編『わかりやすい公職選挙法』（ぎょうせい、平17.8）124～133頁

4 上掲157頁

5 イタリアの憲法改正手続では議会両院で3か月以上間をおいた2回の議決が要求され、2回目に3分の2多数を得れば成立するが、過半数だが3分の2に至らない場合は一定数の議員か州か国民の要求で国民投票が実施される。詳細は拙稿「2006年イタリア憲法改正国民投票」『立法と調査』（平18.9）参照。

[付表 棄権の損得]

有権者に占める賛成者と反対者を合わせた絶対的な比率（潜在的な最高投票率）が100%から60%の場合について、反対者の投票率の変化が成否等にもたらす影響について検討する（50%の場合は棄権が必ず不成立を導くこと、50%未満の場合は必ず不成立となることから、いずれも検討しても意味がない。）

前提条件は以下のとおりである。賛成者は合理的に行動することとして、全員投票するものとし、反対者は戦略的に棄権する場合もあるとし、賛成反対いずれの意見も持たない者は全員棄権することとする。つまり、棄権者には、中立的な棄権者と、本来は反対の意思を持ち成立を阻止することを意図する棄権者の2種類が存在することになる。先のモデルは若干構成は異なるものの全数値をカバーしているが、こちらでは基本的には10%刻みで数値を取った。

紙幅の都合により、全データを掲載することは控え、過去の衆議院総選挙の投票率等にかんがみ現実的な数値である、賛成又は反対の意見を持つ者が70%の場合と、60%の場合に限ってデータを掲載する。反対者が棄権行動により損をするものには「損」、得をするものには「得」と記してある。

これらの表を検討するに当たって注意すべき点は、賛成者と反対者の投票数が同じ場合には賛成「過半数」とはならず、承認されないということである。つまり、絶対勢力比が同等の場合は、棄権することで得をすることはない（不成立にはなりうる）。

省略部分につき概要を記すと、意見を持つ者が100%から80%の場合は、反対派が不利な状況を逆転できる例は存在しない一方で、損をする事例が見られた。

100%すなわち全有権者が賛否の意見を持っている場合は、棄権により反対派が得をすることはない。逆に本来は4対6、3対7で反対派が有利であるはずのケースで、棄権により承認される結果が生じている。特に勢力比が5対5の場合は、棄権はすなわち成立の容認となっている。

90%が賛否の意見を持っている場合は、勢力比が同等なら反対者が全員投票すれば不承認となるものの、棄権するのであれば、反対者の9割または全員が棄権しないと不成立には持ち込めない。そして、4対5、3対6で反対派が有利であるケースで棄権により承認される結果が生じている。

80%が意見を持っている場合は、勢力比が同等なら、不承認となるのは反対者が全員投票する場合のみであり、不成立となるのは反対の80%が棄権する場合からである。ここでも反対派が5対3で有利な場合に逆転現象が生じている。

賛成又は反対の意見を持つ者が全有権者中で70%存在する場合 (30%は常に棄権)	賛成者勢力	反対者勢力	反対者投票率	成否	承認	単位	%
	60	10	40	64.0	93.8		
	50	20	(6割棄権)	58.0	86.2		
	40	30		52.0	76.9		
	35	35		不成立	71.4		
	30	40		不成立	65.2		
	20	50		不成立	不承認		
	10	60		不成立	不承認		
	60	10	30	63.0	95.2		
	50	20	(7割棄権)	56.0	89.3		
	40	30		不成立	81.6	得	
	35	35		不成立	76.9		
	30	40		不成立	71.4		
	20	50		不成立	57.1		
	10	60		不成立	不承認		
	60	10	20	62.0	96.8		
	50	20	(8割棄権)	54.0	92.6		
	40	30		不成立	87.0	得	
	30	40		不成立	78.9		
	20	50		不成立	66.7		
	10	60		不成立	不承認		
	60	10	10	61.0	98.4		
	50	20	(9割棄権)	52.0	96.2		
	40	30		不成立	93.0	得	
	30	40		不成立	88.2		
	20	50		不成立	80.0		
	10	60		不成立	62.5		
	60	10	0	60.0	100.0		
	50	20	(全員棄権)	50.0	100.0		
	40	30		不成立	100.0	得	
	30	40		不成立	100.0		
	20	50		不成立	100.0		
	10	60		不成立	100.0		

賛成又は反対の意見を持つ者が全有権者中で60%存在する場合 (40%は常に棄権)	賛成者勢力	反対者勢力	反対者投票率	成否	承認	単位	%
	50	10	100	60.0	83.3		
	40	20		60.0	66.7		
	30	30		60.0	不承認		
	10	50		60.0	不承認		
	50	10	90	59.0	84.7		
	30	30	(1割棄権)	57.0	52.6	損	
	20	40		56.0	不承認		

10	50		55.0	不承認	
50	10	80	58.0	86.2	
30	30	(2 割棄権)	54.0	55.6	損
20	40		52.0	不承認	
10	50		50.0	不承認	
50	10	70	57.0	87.7	
30	30	(3 割棄権)	51.0	58.8	損
20	40		不成立	不承認	
10	50		不成立	不承認	
50	10	60	56.0	89.3	
40	20	(4 割棄権)	52.0	76.9	
30	30		不成立	62.5	
20	40		不成立	不承認	
10	50		不成立	不承認	
50	10	50	55.0	90.9	
40	20	(5 割棄権)	50.0	80.0	
30	30		不成立	66.7	
20	40		不成立	不承認	
10	50		不成立	不承認	
50	10	40	54.0	92.6	
40	20	(6 割棄権)	不成立	83.3	得
30	30		不成立	71.4	
20	40		不成立	55.6	
10	50		不成立	不承認	
50	10	30	53.0	94.3	
40	20	(7 割棄権)	不成立	87.0	得
30	30		不成立	76.9	
10	50		不成立	不承認	
50	10	20	52.0	96.2	
40	20	(8 割棄権)	不成立	90.9	得
30	30		不成立	83.3	
10	50		不成立	不承認	
50	10	10	51.0	98.0	
40	20	(9 割棄権)	不成立	95.2	得
30	30		不成立	90.9	
10	50		不成立	66.7	
50	10	0	50.0	100.0	
40	20	(全員棄権)	不成立	100.0	得
30	30		不成立	100.0	
10	50		不成立	100.0	

(出所) 筆者作成